

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、従来から株主重視の基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実を念頭においた経営の透明性や公正性、健全性を確保することが重要な経営課題と考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中山 輝也	1,000,236	17.86
五十嵐 英輝	520,700	9.30
中山 正子	431,200	7.70
株式会社第四銀行	278,000	4.96
キタック社員持株会	268,800	4.80
東京中小企業投資育成株式会社	233,424	4.16
中山 和子	203,332	3.63
中山 道子	197,200	3.52
パシフィックコンサルタンツグループ株式会社	181,000	3.23
株式会社ナカノアイシステム	155,000	2.76

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

- 
5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情  
支配株主、親会社及び子会社を有していません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	14名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	13名
社外取締役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
牛木 藤正	その他												○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛木 藤正		—	新潟県内を拠点とした中堅建設業の経営者として培った豊富な経験と幅広い知見を当社の経営全般に反映していただけると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・各監査役は、社内各部門の業務執行状況について定期的に業務監査を行っており、取締役会に出席するほか、定期的開催される各種重要な会議にも出席し、経営監視の機能を果たしております。また、会計監査人との間では、定期的に情報および意見の交換を行い、また、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。  
 ・常勤監査役と内部監査部門とは、必要に応じて随時、情報交換を行い、社内業務の適正性、コンプライアンス遵守状況、業務改善・指導事項を共有化しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
貴船 育英	その他														○
久保田 正男	その他														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
貴船 育英	○	——	新潟県職員として培った豊富な経験、幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくと判断しています。
久保田 正男		——	新潟県職員として培った豊富な経験、幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

#### 該当項目に関する補足説明

現状の当社の経営環境を総合的に判断して実施しておりません。

#### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明 更新

最近事業年度(平成28年10月期)における当社の取締役の報酬等の総額は以下のとおりであります。

- ・取締役(社外取締役を除く) 83,153千円
- ・監査役(社外監査役を除く) 5,200千円
- ・社外役員 520千円

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議を経て取締役に対する報酬限度額を決定しております。各取締役の報酬については、会社の規模、業績を考慮して公正かつ公平に決定されるよう努めております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役が稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、社内の状況等も併せて原則として毎月1回開催される監査役会において、各監査役に対しての報告および情報交換を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における現状のコーポレート・ガバナンスの体制は、以下のとおりであります。

#### (取締役会)

取締役9名で構成し全員が社内取締役であります。原則として月1回開催しており、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について報告・討議・決議を行っております。

#### (監査役会)

監査役4名(うち、2名は社外監査役)で構成されており、原則として月1回開催し、独立した立場から取締役の職務執行の監視・監督を行っております。また、監査役は「取締役会」に出席し、経営の効率性・妥当性並びに法令で定められた事項について幅広く検証し、経営に対しての助言、提言を行ない経営の透明性を高めております。

#### (その他の業務執行機関)

業務執行については、取締役会のほかに「幹部会議」「営業責任者会議」を設置して、適時必要に応じて開催しており、機動的な経営対応を図っておりますと同時に、情報伝達及び共有化と、危機管理の徹底に努めております。

#### (内部監査)

内部監査につきましては、独立した内部監査部門として社長直轄の社内監査部を設置しており、専任の内部監査部長1名が配置されております。内部監査部長は、年間計画に基づく内部監査を実施することにより内部牽制の実効性を補完し、職務権限規程に基づく社内各部門の適正な業務活動が効率的・合理的に遂行されていることの運営確認と問題点の改善指摘を実施しております。また、内部監査部長は、内部監査の実施状況を社長ならびに監査役会に対して報告し、重要な事項については協議の場を設けるなどして相互連携を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会・監査役会・社内監査部で実施しておりますが、当社の規模および組織体制からみて十分に機能しているものと判断し、現状の体制を採用しております。また、当社の社外監査役は2名ありますが、2名の社外監査役(うち1名は独立役員)による客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能については当社の規模や組織体制からみて十分な透明性と適法性が確保されているものと判断しているため、社外取締役については選任しておりません。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	1月中旬に株主総会を開催しております。

#### 2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR情報(決算情報・適時開示資料等)を開示する専用のホームページを設けています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動基準」の項目の一つに「ステークホルダーとの適切な関係とコミュニケーション」を設け、各ステークホルダーの立場の尊重について規定しています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）に係るシステムの構築についての基本方針を次のとおりに定めております。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社の経営理念に則り制定された「企業行動基準」に関する具体的手引書として「コンプライアンス・ガイドライン」を策定し、取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を図る。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に関する情報は、文書及び記録の管理に関する規程に則り、保存及び管理を適正に実施するとともに、取締役及び監査役からの閲覧請求には速やかに対応する。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理の推進を図るとともに、内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行する。
- 5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・子会社を設立した場合は、グループ企業としての業務の適正を確保するための部門を設置し、円滑な業務運営に努めるとともに、内部監査部門により、グループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。
- 6) 監査役監査の実効性を確保する体制
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室に所属する使用人が監査役の職務補助を行う。
  - ・監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価等に関する事項については、常勤監査役の同意を得る。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。
  - ・また、常勤監査役は、社内での重要な会議に出席し取締役それぞれの職務執行に関する報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査の実施状況及びコンプライアンスの状況について、適時報告を受ける。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社がとるべき基本的な基準・指針を定めた「企業行動基準」の中で、『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決する』ことを定め、具体的手引書であるコンプライアンス・ガイドラインでも詳細な説明を設けて、全役員への周知・徹底を図っております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項